

件名	愛媛県医師確保奨学基金条例の一部を改正する条例
主管課	医療対策課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>将来、県内でへき地医療に従事しようとする医学生に対し奨学金を貸与する「へき地医療医師確保奨学金」については、平成18年～20年度にかけて貸与生を募集し、貸与が継続されていたところであるが、このたび、貸与が終了することとなったので、同奨学金について規定する愛媛県医師確保奨学基金条例を改正する。</p> <p><改正内容></p> <p>愛媛県医師確保奨学基金条例において規定しているへき地医療医師確保奨学金に関連する条文の削除等</p> <p>○へき地医療医師確保奨学金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度実施 平成18～20年度 ※平成21年度以降は、医師の配置に要する期間がより短い「地域医療医師確保短期奨学金」制度創設に伴い、新規募集を終了した。 ・対象者 将来、愛媛県内でへき地医療に従事する医学生（全国） ・貸与期間 大学3年～初期臨床研修終了までの6年間 ・貸与額 5,760千円 ・返還免除要件 貸与期間と同期間、県が指定する医療機関に勤務 	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p>	